

第91号議案

府中市立学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年11月30日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

市立学童クラブの開館時間の延長に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市立学童クラブ条例の一部を改正する条例

府中市立学童クラブ条例（平成元年１２月府中市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項本文中「午後６時」を「午後７時」に改め、同項ただし書中「府中市立学校の休業日」を「府中市立小学校の授業の休業日」に、「午前８時４５分から午後６時まで」を「午前８時から午後７時まで」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「前２項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とする。

第８条第１項中「の育成」の次に「(午後６時から午後７時までの育成を除く。)」を加え、「(以下「育成料」という。)」を削り、同条第２項中「前項の育成料」を「前２項の費用（以下「育成料」という。)」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 市長は、前項の費用のほか、午後６時から午後７時までの間に学童クラブにおける育成を受ける児童の保護者から、当該育成に要する費用として、児童１人につき日額４００円（月を単位として当該育成を受ける児童の保護者にあつては、月額２，０００円）を徴収する。

付 則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。